

株 主 各 位

富山県射水市奈呉の江12番地の2
黒 谷 株 式 会 社
代表取締役社長 黒 谷 暁

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 富山県富山市堤町通り一丁目4番3号
野村証券株式会社 富山支店 5階ホール
（開催場所は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kurotani.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kurotani.co.jp>）に掲載させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、次頁に記載いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場をお見合わせいただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。また、株主様のご入場に際しては体温計測も実施させていただきますことをあらかじめご了承ください。

以上、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く外部環境は、期初より新型コロナウイルスワクチンの効果により経済は回復傾向にありましたが、第3四半期に入ってロシアのウクライナ軍事侵攻により想定以上にインフレが加速し、その抑制のために欧米が大幅な金利引き上げを実施したことで景気後退懸念が強まりました。

このような状況から、当社グループの主力取扱製品価格に影響を及ぼす銅価格は、高値圏で強含みに推移していたものの第3四半期以降、中国の不動産市況の悪化やゼロコロナ政策の影響、主要中央銀行の金融引き締め、ロシア制裁によるエネルギー価格の高騰等により急落し、ロンドン金属取引所銅3か月先物価格で2020年11月13日以来の安値(6,955ドル)をつけました。一方で期中平均円ベースCash価格では高値圏で推移していたこともあり前年度比25.8%高となりました。

また、販売数量はインゴットが堅調に推移し前年度比18.2%増加、スクラップは横ばいで推移したことにより全体では7.5%の増加となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は891億2百万円(前連結会計年度比43.6%増)、営業利益8億62百万円(同73.0%減)、経常利益9億36百万円(同55.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は5億47百万円(同59.6%減)となりました。

事業別では、非鉄金属事業売上高は887億28百万円(前連結会計年度比43.8%増)、美術工芸事業売上高は3億74百万円(同11.9%増)となりました。

また、品目別の内訳につきましては、インゴット売上高は275億63百万円(前連結会計年度比60.0%増)、スクラップ売上高は610億22百万円(同37.5%増)、その他売上高は5億16百万円(同11.2%増)となりました。

個別決算の業績につきましては、売上高は891億2百万円(前事業年度比43.6%増)、営業利益8億54百万円(同73.3%減)、経常利益9億28百万円(同55.2%減)、当期純利益は5億43百万円(同59.0%減)となりました。

・事業別売上高

事業区分	第36期 (2021年8月期)		第37期 (2022年8月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
非鉄金属事業	61,723,713	99.5	88,728,438	99.6	27,004,724	43.8
美術工芸事業	334,535	0.5	374,247	0.4	39,712	11.9
合計	62,058,249	100.0	89,102,685	100.0	27,044,436	43.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、3億51百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2019年8月期)	第 35 期 (2020年8月期)	第 36 期 (2021年8月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2022年8月期)
売 上 高 (千円)	50,670,151	42,752,780	62,058,249	89,102,685
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△289,820	561,543	2,096,079	936,497
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (千円)	△230,616	378,302	1,353,761	547,080
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△16.23	26.71	95.42	38.49
総 資 産 (千円)	17,832,346	16,735,915	23,640,539	25,725,203
純 資 産 (千円)	7,340,185	7,546,494	8,681,269	9,218,635
1株当たり純資産額 (円)	518.76	532.52	611.47	648.06

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2019年8月期)	第 35 期 (2020年8月期)	第 36 期 (2021年8月期)	第 37 期 (当事業年度) (2022年8月期)
売 上 高 (千円)	50,670,151	42,752,780	62,058,249	89,102,685
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△313,915	564,289	2,070,989	928,324
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△250,743	381,122	1,327,081	543,536
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△17.65	26.91	93.54	38.24
総 資 産 (千円)	17,357,262	16,518,299	23,149,586	25,095,760
純 資 産 (千円)	7,297,261	7,507,090	8,611,758	9,062,147
1株当たり純資産額 (円)	515.73	529.74	606.58	637.06

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KUROTANI NORTH AMERICA INC.	US\$2,000,000.00	100%	非鉄金属の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの業績は、米国、欧州、我が国などの先進国や中国をはじめとした新興国の経済動向に左右されます。また、世界的な銅の需給動向、銅相場や為替相場の影響も大きく受けます。

近年の各国経済動向は、コロナ禍とロシアのウクライナ軍事侵攻によりインフレが高進し中央銀行による強力な金融引締めの影響から景気が減速、加えてエネルギーや食糧など資源価格の上昇もあり、スタグフレーションの様相を呈しております。また、供給制約等で需給環境が良好であったベースメタルも経済減速影響や中国経済のゼロコロナ政策、不動産市況の悪化により大幅な需要減少となっています。

しかしながら、中長期的にみた場合には、経済動向、市況環境に大きく影響を受けるものの、ベースメタルを取り巻く環境は、新興国を中心としたインフラ整備による資源需要や脱炭素化、経済のグリーン化を進める動きなど、環境意識の高まりが趨勢的に増加していく中で重要になってくると思われることから、以下の課題を克服することによって当社グループの企業としての価値を高めていきたいと考えております。

① 収益体制の強化

- A. 仕入ルートが多様化による仕入れ力の拡大
- B. コスト低減・価格競争力の強化による販売力の拡大
- C. 市況変動リスクへの体制整備
- D. ビジネスモデルの変革

② グローバル戦略

- A. 海外市場へのアプローチ強化
- B. 海外企業との業務提携・資本提携
- C. グローバル化に向けた人材採用・育成

③ 経営体制の強化

- A. コーポレート・ガバナンスの強化
- B. 海外拠点との連携強化
- C. 管理体制の整備及び強化
- D. 安全管理体制の強化

(5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業区分	事業内容
非鉄金属事業	(インゴット) 国内外から集荷した銅スクラップ及び銅合金スクラップを原材料として配合、溶解し、得意先各社のニーズ、用途に合わせた形状・重量の製品約50品種を生産しております。
	(スクラップ) 国内外の仕入先（スクラップ回収業者、メーカー等）から仕入れた約150品種の非鉄金属スクラップについて選別・プレス等を行い、国内外の販売先（電線メーカー、銅精錬メーカー等）に販売しているほか、自社インゴット製造のための溶解用材料として利用しております。
	(その他) 伸銅品等の商品を仕入・販売しております。
美術工芸事業	美術工芸品の製造販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年8月31日現在)

① 当 社

本 社 ・ 工 場	富山県射水市
支 店	東京都千代田区
事 業 所	新潟県新潟市東区

② 子会社

KUROTANI NORTH AMERICA INC.	本社 (アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市)
-----------------------------	--------------------------

(7) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
非鉄金属事業	88名	1名増
美術工芸事業	16名	—
全社 (共通)	25名	—
合計	129名	1名増

(注) 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
127名	1名増	43.2歳	13.7年

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年8月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 北 陸 銀 行	5,148,150千円
株 式 会 社 北 國 銀 行	3,706,766
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,350,000

2. 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
(2) 発行済株式の総数 14,225,034株 (自己株式112,166株を除く)
(3) 株主数 12,482名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 黒 谷 商 店	5,649,600株	39.72%
黒 谷 純 久	3,008,900	21.15
株 式 会 社 S M C	400,000	2.81
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	304,900	2.14
黒 谷 暁	207,500	1.46
黒 谷 昌 輝	200,000	1.41
黒谷株式会社従業員持株会	149,602	1.05
株 式 会 社 北 陸 銀 行	140,000	0.98
株 式 会 社 北 國 銀 行	140,000	0.98
黒 谷 春 美	120,000	0.84

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役 (監査等委員である 取締役及び社外取締役を除く。)	17,500株	7名
社外取締役 (監査等委員で ある取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員の状況 (5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年8月31日現在)

氏 名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
黒谷純久	代表取締役会長	KUROTANI NORTH AMERICA INC. 代表取締役 THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役 ㈱黒谷商店代表取締役 ㈱雄祥代表取締役
黒谷 暁	代表取締役社長	
井上亮一	代表取締役副社長 経営企画部・総務部管掌役員	
浦田伊希子	常務取締役 美術工芸部長	
舛田敏彰	取締役 財務部部長	
榮森貞治	取締役 非鉄営業部部長 兼新潟事業部管掌役員	
高藤 豊	取締役 非鉄製造部部長 兼設備管理部管掌役員	
石黒洋二	取締役	石黒洋二税理士事務所代表
石黒達郎	取締役	
飴 義彦	取締役 (常勤監査等委員)	
早川元雄	取締役 (監査等委員)	早川法律事務所代表
折橋清弘	取締役 (監査等委員)	折橋清弘税理士事務所代表

- (注) 1. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
2. 取締役石黒洋二氏、石黒達郎氏、早川元雄氏及び折橋清弘氏は、社外取締役であります。
3. 取締役石黒洋二氏、石黒達郎氏、早川元雄氏及び折橋清弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査等委員早川元雄氏は弁護士、折橋清弘氏は税理士とそれぞれ資格を有しており、財務、会計及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する㈱雄祥は、同氏が100%出資する会社であります。

6. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するKUROTANI NORTH AMERICA INC. は、当社が100%出資する子会社であります。
7. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するTHAI KUROTANI CO., LTD. は、当社が49%出資する関連会社であります。
8. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する(株)黒谷商店は、(株)雄祥が過半を出資する会社であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補の対象としております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として基本報酬額を決定しております。また、当該取締役に対しては、基本報酬に加え、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与する目的から、譲渡制限付株式報酬を支給することとしております。

監査等委員ではない社外取締役に対しては、特に当社の経営に対する妥当性・合理性を監督する立場としての判断が期待されるものと考えており、譲渡制限付株式報酬制度の対象外とし、基本報酬のみといたしております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員が株主の負託を受けた独立した立場から当社の経営を監査する職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、基本報酬のみとしております。また監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員である取締役の協議に基づいて決定しております。

当社は、取締役の報酬に関する意思決定手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、代表取締役及び独立社外取締役で構成する任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、当該委員会による審議を経て行うこととしております。

当社取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しておりますが、取締役の個人別の報酬の決定に関しては、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の成果について評価を行うには代表取締役社長が適しているとの判断のもと、取締役会決議により代表取締役社長にこれを委任しております。当事業年度におきましては、2021年11月25日開催の当社取締役会において、同日に開催された指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役の個人別の報酬の決定を代表取締役社長黒谷暁に委任する旨を決議しており、当該委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会の意見を尊重し、取締役の個人別の報酬を決定しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役会において個人別の割当株式数を決議しております。

譲渡制限付株式の割当ての条件等は次の通りです。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下

「対象取締役」という。) に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権 (以下「金銭報酬債権」という。) とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約 (以下「本割当契約」という。) を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間 (以下「譲渡制限期間」という。) 、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式 (以下「本割当株式」という。) について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない (以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記 (1) の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記 (2) に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記 (2) に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない

本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報 酬等	非金銭報酬 等	
取締役（監 査等委員を 除く） （うち社外 取締役）	228,633 (8,100)	217,800 (8,100)	— (—)	10,833 (—)	9 (2)
取締役（監 査等委員） （うち社外 取締役）	11,700 (4,500)	11,700 (4,500)	— (—)	— (—)	3 (2)
監査役 （うち社外 監査役）	3,600 (1,200)	3,600 (1,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 （うち社外 役員）	243,933 (13,800)	233,100 (13,800)	— (—)	10,833 (—)	15 (6)

- (注) 1. 当社は、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等の内容は賞与ですが、支給しておりません。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載の通りであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
5. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2007年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、当該報酬限度額とは別枠として、2018年11月27日開催の第33回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（社外取締役を除く）です。
6. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は2名）です。また、当該報酬限度額とは別枠として、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付

与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は7名です。

7. 監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
8. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2007年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
9. 監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石黒洋二氏は、石黒洋二税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）早川元雄氏は、早川法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）折橋清弘氏は、折橋清弘税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石 黒 洋 二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席しました。主に税理士として財務及び会計に関する専門的な見地から当社の経営に対する適切な助言を期待していたところ、取締役会における助言・提言や任意の指名・報酬委員会の委員としての活動等を通して、期待された役割を果たしております。
取締役 石 黒 達 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。主に企業経営経験者として高い見地から当社の経営に対する適切な助言を期待していたところ、取締役会における助言・提言や任意の指名・報酬委員会の委員としての活動等を通して、期待された役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 早 川 元 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会3回のうち3回及び監査等委員会10回のうち10回に出席しました。主に弁護士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会及び監査等委員会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 折 橋 清 弘	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会3回のうち3回及び監査等委員会10回のうち10回に出席しました。主に税理士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会及び監査等委員会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,030千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の算定根拠の説明を受け、その内容と過去の監査実績をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当なものであると判断し、同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」適用に関する助言業務のための対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 企業行動規範をはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
 - ロ) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体又は稟議書により決定します。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会や取締役会、経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行います。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。
 - ロ) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程を定め、適切な管理を行います。
 - ハ) 労働災害、自然災害、大規模な事故等の危機対応については、危機管理規程を定め、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行います。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 組織規程、取締役会規程及び業務分掌規程等により、権限と責任を明確にします。
 - ロ) 経営上の重要事項については取締役会や経営会議で決議します。

- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の企業集団管理に関する基本事項として「子会社管理規程」を定め、適正な業務運営を図るほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び随時に報告を求めるものとします。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前承認を求めるものとし、子会社の意思決定が効率的に行われることを確保します。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の必要な情報を収集し経営内容を的確に把握するとともに、定期的に内部監査を行い、経営管理の適正を確保します。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
当社は必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置きます。その場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を周知徹底します。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査等委員会に適切な報告を行います。

⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令等への違反もしくは当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、速やかに当社の監査等委員会に適切な報告を行います。

- ⑩ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者を含む）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑪ 監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務の執行について生ずる費用は会社が負担し、監査等委員会からの費用の前払請求等に対しては適正に対処します。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要会議の開催にあたり、監査等委員が出席する機会を設けております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は、反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を律するため、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針としての企業行動規範及びコンプライアンス規程を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁をあげております。また、反社会的勢力対応規程を定め、当社の反社会的勢力排除に関する基本を明らかにしております。

反社会的勢力排除に向けた具体的取組みとして、まず、新規販売先や仕入先の選定にあたっては調査会社（日経テレコン等）に調査を依頼し、その結果を踏まえて取引開始の可否を決定することにしており、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然防止に努めております。万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、総務部を対応部署として、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとることとしております。

- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す

るための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、

イ) 社外取締役が出席する取締役会の開催状況

ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室との連携状況

ハ) 子会社及び関連会社からの業務及び業績の報告状況

などから判断し、いずれの体制も適切に運用されていることを確認しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,489,273	流動負債	13,961,866
現金及び預金	1,275,348	支払手形及び買掛金	1,916,389
受取手形	126,753	電子記録債務	297,759
電子記録債権	1,435,121	短期借入金	9,909,040
売掛金	9,120,894	1年内返済予定の 長期借入金	1,300,012
商品及び製品	842,471	未払金	418,974
仕掛品	238,081	未払法人税等	14,008
原材料及び貯蔵品	5,691,252	賞与引当金	21,719
前渡金	1,798,050	その他	83,964
未収消費税等	1,496,901	固定負債	2,544,701
その他	464,396	長期借入金	2,418,412
固定資産	3,235,930	退職給付に係る負債	126,289
有形固定資産	2,434,255	負債合計	16,506,568
建物及び構築物	352,807	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	265,726	株主資本	8,928,528
土地	1,521,121	資本金	1,000,000
その他	294,600	資本剰余金	695,198
無形固定資産	51,388	利益剰余金	7,286,002
投資その他の資産	750,285	自己株式	△52,672
投資有価証券	708,575	その他の包括利益累計額	290,106
繰延税金資産	30,970	その他有価証券評価差額金	132,867
その他	10,740	為替換算調整勘定	157,239
資産合計	25,725,203	純資産合計	9,218,635
		負債純資産合計	25,725,203

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		89,102,685
売上原価		86,529,557
売上総利益		2,573,128
販売費及び一般管理費		1,711,055
営業利益		862,073
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,314	
為替差益	133,622	
持分法による投資利益	122	
受取保険金	5,409	
デリバティブ運用益	57,591	
その他	5,192	213,252
営業外費用		
支払利息	124,469	
その他	14,359	138,828
経常利益		936,497
特別損失		
投資有価証券評価損	90,973	90,973
税金等調整前当期純利益		845,523
法人税、住民税及び事業税	255,348	
法人税等調整額	43,094	298,443
当期純利益		547,080
親会社株主に帰属する当期純利益		547,080

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,723,460	流動負債	13,488,910
現金及び預金	1,191,668	支払手形	81,691
受取手形	126,753	電子記録債務	297,759
電子記録債権	1,435,121	買掛金	1,361,881
売掛金	8,864,920	短期借入金	9,909,040
商品及び製品	842,471	1年内返済予定の長期借入金	1,300,012
仕掛品	238,081	未払金	418,834
原材料及び貯蔵品	4,219,015	未払費用	11,865
前渡金	2,846,037	未払法人税等	14,008
前払費用	30,406	預り金	11,685
未収消費税等	1,496,901	賞与引当金	21,719
その他	432,081	その他	60,413
固定資産	3,372,299	固定負債	2,544,701
有形固定資産	2,434,255	長期借入金	2,418,412
建物	319,922	退職給付引当金	126,289
構築物	32,885	負債合計	16,033,612
機械及び装置	261,145	(純資産の部)	
車両運搬具	4,580	株主資本	8,929,280
工具、器具及び備品	112,593	資本金	1,000,000
土地	1,521,121	資本剰余金	695,198
建設仮勘定	182,006	資本準備金	293,024
無形固定資産	51,388	その他資本剰余金	402,174
ソフトウェア	49,595	利益剰余金	7,286,753
その他	1,793	利益準備金	9,000
投資その他の資産	886,654	その他利益剰余金	7,277,753
投資有価証券	464,708	別途積立金	1,550,000
関係会社株式	382,874	繰越利益剰余金	5,727,753
出資金	101	自己株式	△52,672
長期前払費用	1,966	評価・換算差額等	132,867
繰延税金資産	28,331	その他有価証券評価差額金	132,867
その他	8,672	純資産合計	9,062,147
資産合計	25,095,760	負債純資産合計	25,095,760

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		89,102,685
売上原価		86,537,596
売上総利益		2,565,089
販売費及び一般管理費		1,711,055
営業利益		854,033
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	11,250	
為替差益	133,622	
受取保険金	5,409	
デリバティブ運用益	57,591	
その他	5,192	213,118
営業外費用		
支払利息	124,469	
その他	14,359	138,828
経常利益		928,324
特別損失		
投資有価証券評価損	90,973	90,973
税引前当期純利益		837,350
法人税、住民税及び事業税	251,392	
法人税等調整額	42,421	293,813
当期純利益		543,536

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月12日

黒谷株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下 条 修 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 松 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、黒谷株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒谷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月12日

黒谷株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条修司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒谷株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与える
と合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従っ
て、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心
を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。ま
た、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監
査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎
となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する
ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に
応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検
討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者
によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当
性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であ
るかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要
な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め
られるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が
認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を
喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適
切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが
求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証
拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として
存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と
認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する
注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等
が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価す
る。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月14日

黒谷株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	飴 義彦 ⑩
監査等委員 (社外取締役)	早川元雄 ⑩
監査等委員 (社外取締役)	折橋清弘 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本方針としております。第37期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は142,250,340円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年11月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

（1）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

（2）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

（3）株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	くろたにすみひさ 黒谷純久 (1958年1月12日)	1984年 9月 黒谷(株) (現 株雄祥) 取締役 1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 常務取締役 1997年 7月 当社代表取締役専務 2005年 8月 当社代表取締役社長 2012年 7月 KUROTANI NORTH AMERICA INC. 代表取締役就任 (現任) 2014年 8月 THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役就任 (現任) 2015年 2月 株黒谷商店代表取締役就任 (現任) 2017年 4月 株雄祥代表取締役就任 (現任) 2021年11月 当社代表取締役会長就任 (現任)	3,008,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】 黒谷純久氏は、長年にわたり当社代表取締役社長を務め、経営全般において強いリーダーシップを発揮し、現在も当社の代表取締役会長として重要な職責を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	くろたにさとる 黒谷 暁 (1988年11月8日)	2012年 8月 当社入社 2014年12月 当社社長室長 2019年 1月 当社非鉄営業部長兼社長室長 2019年11月 当社取締役社長室長兼非鉄営業部・新潟事業部管掌役員 2020年11月 当社代表取締役専務非鉄営業部・新潟事業部管掌役員 2021年11月 当社代表取締役社長就任 (現任)	207,500株
	<p>【取締役候補者とした理由】 黒谷暁氏は、長い海外経験で培った語学力と国際感覚を生かし当社の海外事業に貢献し、現在も当社の代表取締役社長としてリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
3	う ら た い き こ 浦 田 伊 希 子 (1960年 8 月 19 日)	1986年10月 当社監査役 1989年 7月 当社監査役退任 1992年 9月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 入社 1996年11月 当社取締役 2004年 5月 当社取締役退任 2011年 9月 当社美術工芸部部长 2012年11月 当社取締役美術工芸部管掌役員兼美術 工芸部長 2018年11月 当社取締役美術工芸部部长 2020年11月 当社常務取締役美術工芸部部长就任 (現 任)	31,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 浦田伊希子氏は、美術工芸部門において豊富な実績・経験を有し、現在も美術工芸部長として新製品の開発等に重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	ま す だ と し あ き 舛 田 敏 彰 (1969年 8 月 4 日)	1998年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査 法人トーマツ) 入所 2003年 5月 公認会計士登録 2007年 9月 当社入社社長室長補佐 2008年 4月 当社内部監査室長 2018年11月 当社取締役内部監査室長 2019年11月 当社取締役財務部長就任 (現任)	10,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 舛田敏彰氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当の知見を有し、現在も当社の財務部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	え い も り さ だ は る 榮 森 貞 治 (1964年12月 8 日)	1987年 4月 (株)クロタニコーポレーション (現 当 社) 入社 2013年 7月 当社非鉄営業部部长 2019年12月 当社非鉄営業部部长 2020年11月 当社取締役非鉄営業部部长 2021年11月 当社取締役非鉄営業部部长兼新潟事業部 管掌役員就任 (現任)	7,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 榮森貞治氏は、非鉄営業部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の非鉄営業部部长として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	たか ふじ ゆたか 高 藤 豊 (1966年9月13日)	1985年 6月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 入社 1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社 2014年 9月 当社非鉄製造部部長 2018年11月 当社取締役非鉄製造部長 2019年11月 当社取締役非鉄製造部長兼設備管理部 管掌役員就任 (現任)	5,500株
	【取締役候補者とした理由】 高藤豊氏は、非鉄製造部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の非鉄製造部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
7 ※	すぎ もと まもる 杉 本 護 (1967年12月21日)	1988年 4月 (株)クロタニコーポレーション (現 当社) 入社 2014年 9月 当社非鉄営業部部長 2016年10月 当社経営企画部部長 (現任)	600株
	【取締役候補者とした理由】 杉本護氏は、経営企画部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の経営企画部長として重要な役割を担っていることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
8	いし ぐろ よう じ 石 黒 洋 二 (1941年5月7日)	1998年 7月 金沢税務署長就任 1999年 8月 石黒洋二税理士事務所代表 (現任) 2013年11月 当社社外監査役 2016年11月 当社社外取締役就任 (現任)	— 株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石黒洋二氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、税理士として財務及び会計に関する相当の知見を有し、当社の経営に対する適切な助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
9	いし ぐろ たつ ろう 石 黒 達 郎 (1951年3月12日)	2011年 6月 (株)北陸銀行取締役専務執行役員 2012年 6月 堤商事(株)取締役社長 2013年 6月 北銀ソフトウェア(株)代表取締役社長 2018年11月 当社社外取締役就任 (現任)	— 株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石黒達郎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 石黒洋二氏及び石黒達郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は石黒洋二氏及び石黒達郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。石黒洋二氏及び石黒達郎氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 石黒洋二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、2013年11月から2016年11月までの

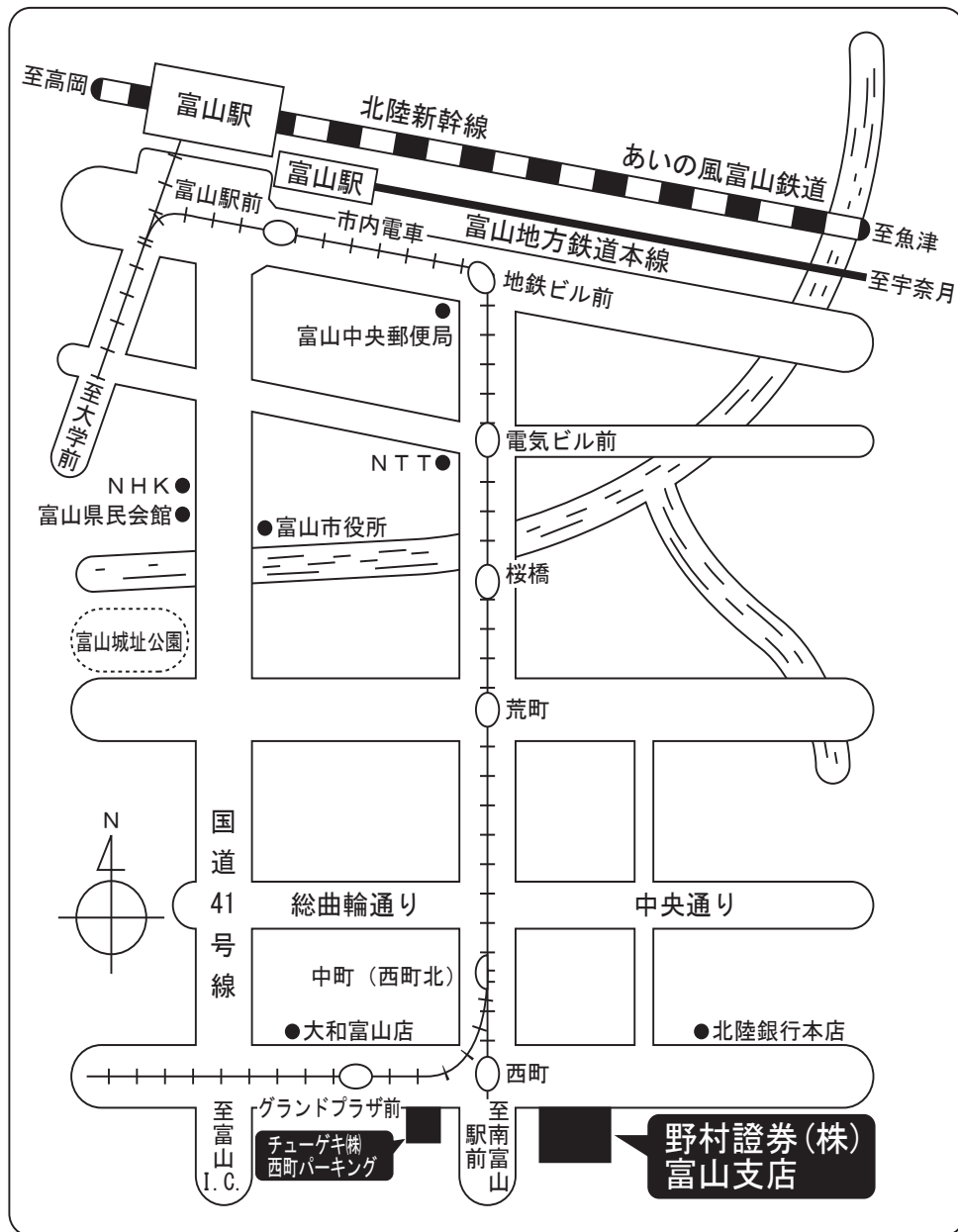
3年間当社の社外監査役でありました。

5. 石黒達郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、石黒洋二氏及び石黒達郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。石黒洋二氏及び石黒達郎氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補の対象としております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。当社は、当該保険契約について、各候補者の任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
8. 浦田伊希子氏は当社代表取締役会長黒谷純久氏の実妹であります。
9. 黒谷暁氏は当社代表取締役会長黒谷純久氏の実子であります。
10. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市堤町通り一丁目4番3号
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール
TEL 076-421-9835



交通 「富山駅」より車で約10分
市電 「西町」電停より徒歩で約2分
車でお越しの方は「チューゲキ(株)西町パーキング」(徒歩約3分)を
ご利用ください。